

みんなの 介護保険

介護保険制度がスタートして6年が過ぎ、
鳥栖地区広域市町村圏組合では第3期
(平成18年度～平成20年度)の介護保険
事業計画を策定しました。
今回は決定した今後3年間の介護保険料額等
についてお知らせします。

■ 地域のデータ (H18.3.31現在)

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
119,397人	41,555戸	23,298人	19.51%



第3期事業計画について

だれもが安心して老後を住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、より円滑な介護保険の運営を目指して、第3期（平成18年度～平成20年度）の介護保険事業計画を策定しました。高齢者人口や介護サービス利用者は、これから増加することが見込まれます。

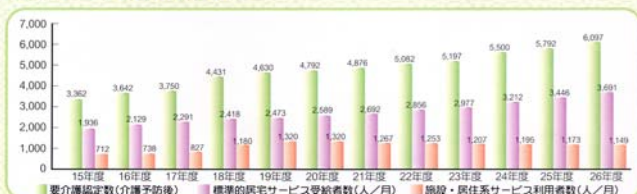
高齢者人口の見込み



※前期高齢者：65歳以上75歳未満

後期高齢者：75歳以上

介護サービス利用見込み



※標準的居宅サービス受給者：訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所サービス・居宅療養管理指導・福祉用具貸与のいずれか1種類以上のサービスを利用している方

※居住系サービス：認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）に入居している方

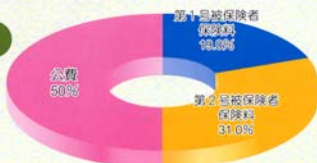
鳥栖市・三養基郡での平成18年度から平成20年度までの介護サービス量を見込み、これに基づき第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は決定されます。

保険財源について

介護保険はみんなで支えています

介護保険の財源は、公費で半分を負担し、残りの半分为40歳以上の方々に負担して頂く保険料で構成されています

介護保険財源の内訳



第1号被保険者：65歳以上 第2号被保険者：40歳以上65歳未満

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料について

保険料額(率)の見直し

平成18年度から平成20年度までの、介護サービスにかかる費用を見込み、平成18年度から3年間の保険料額(率)を設定しました。

平成15年度から平成17年度まで			
所得段階	対象者	保険料年額(月額)	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	基準額×0.5 18,120円 (1,510円/月)	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75 27,180円 (2,265円/月)	
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額 36,240円 (3,020円/月)	
第4段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額×1.25 45,300円 (3,775円/月)	
第5段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額×1.5 54,360円 (4,530円/月)	

平成18年度から平成20年度まで			
所得段階	対象者	保険料年額(月額)	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	基準額×0.5 26,136円 (2,178円/月)	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 26,136円 (2,178円/月)	
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、新第2段階以外の方	基準額×0.75 39,204円 (3,267円/月)	
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額 52,272円 (4,356円/月)	
	第1段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度 基準額×0.66 34,500円 平成19年度 基準額×0.83 43,386円	
	第2段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度 基準額×0.66 34,500円 平成19年度 基準額×0.83 43,386円	
	第3段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度 基準額×0.83 43,386円 平成19年度 基準額×0.91 47,568円	
	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額×1.25 65,340円 (5,445円/月)	
	第1段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度 基準額×0.75 39,204円 平成19年度 基準額×1.00 52,272円	
第5段階	第2段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度 基準額×0.75 39,204円 平成19年度 基準額×1.00 52,272円	
	第3段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度 基準額×0.91 47,568円 平成19年度 基準額×1.08 56,454円	
	第4段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度 基準額×1.08 56,454円 平成19年度 基準額×1.16 60,636円	
	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額×1.5 78,408円 (6,534円/月)	

保険料段階の見直し

- 平成17年度までは、保険料を5段階で設定してありましたが、平成18年度からは従前の第2段階を、新第2段階と新第3段階の2つに分け、全体で6段階とし負担能力の低い方へは新第2段階として負担の軽減を行います。
- 平成17年度税制改正によって、住民税非課税から新たに課税となり、所得段階が上昇した方の保険料負担の急増を避けるために、保険料を段階的に引き上げる激変緩和措置を行います。

徴収方法の見直し

- 保険料を年金から差し引きする対象を現在の老齢・退職年金に加えて遺族年金、障害年金まで拡大します。
- 年金から差し引きになる対象者の把握を年1回から複数回にします。



第3期介護保険料に影響した主な要因

- サービス利用者及び施設の増加による介護サービス給付費の増加
- 食費・居住費の自己負担化に伴う施設入所者等の低所得者対策費（特定入所者介護サービスの新設）
- 介護予防の推進や地域包括ケア体制のための費用（地域支援事業の新設）
- 税制改正に伴う保険料の激変緩和措置（所得段階が著しく上昇した人のための措置）
- 1号被保険者の負担割合の変更によるもの（18%→19%）
- 高額介護サービス費の増加（低所得者の負担軽減措置）

第2期保険料基準額 3,020円/月 → 第3期保険料基準額 4,356円/月
増加額 1,336円/月

第3期介護保険料の増加要因（増加額）



介護サービスごとの給付費の推計



※特定施設入居者生活介護：有料老人ホーム等（「特定施設」という）において介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービス。

※認知症対応型共同生活介護：認知症の方、その共同生活を営む住居において介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。

要介護認定・要支援認定について

要介護・要支援区分について

- 従来の「要介護1」に該当した方のうち、適切なサービスを利用することで自立した生活が可能になると見込まれる方については、「要支援2」と認定され、また「要支援」に該当した方は「要支援1」と認定されます。



経過的要介護者について

- 「経過的要介護」とは、平成18年3月31日時点で「要支援」の認定を受けている方で、平成18年4月1日以降も引き続き「要支援」の認定の有効期間を有する方は、新たな基準による要介護認定を受けるまでの間、その有効期間中は「経過的要介護」となります。
- 「経過的要介護」の間は、要介護者と同様のサービスを利用することになります。
- なお、要介護認定の更新申請の結果、「要支援1 又は要支援2」の判定を受けた場合は、介護予防を重視する観点から見直しされたサービスを利用することになります。

居宅サービスの利用限度額

区 分	居宅サービスの利用限度額(1ヶ月)	自己負担(1割)
要 支 援 1	49,700円	4,970円
要 支 援 2	104,000円	10,400円
経過的要介護	61,500円	6,150円
要 介 護 1	165,800円	16,580円
要 介 護 2	194,800円	19,480円
要 介 護 3	267,500円	26,750円
要 介 護 4	306,000円	30,600円
要 介 護 5	358,300円	35,830円

要介護認定・要支援認定申請

介護や支援が必要になった場合、本人または家族が市町の介護保険担当窓口申請をします。

- 認定申請の申請代行を、地域包括支援センターでもすることができます。
- 40歳以上65歳未満の末期がんの患者の方も介護保険の対象となります。

新たなサービスについて



新予防給付の創設

要介護状態が軽度（要支援、要介護1）の高齢者は年々増加しています。しかし、軽度の高齢者への介護サービスは、要介護状態の改善につながっていない状態です。その対策として、軽度の高齢者に生活機能の維持・向上に直結する介護予防給付を行います。

利用できるサービス

従来のサービス

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

※但し、訪問介護などにおいても要介護者の生活機能を低下させることになるサービスについては、期間、必要性、提供方法等を見直しします。

新たに加えられるサービス

運動器の機能向上

立ち上がりや歩行に必要な筋力をつけたり、転倒予防の訓練をします。

栄養管理

栄養士らが自宅を訪問して、栄養バランスの取れた食事を摂る指導をします。

口腔ケア

歯科医師らが歯や舌の汚れをチェック。うがいや歯磨きの指導をします。

地域支援事業の創設

高齢者が介護や支援を必要とする前に、要支援、要介護状態にならないための介護予防事業や介護予防マネジメントなどを行います。

利用できるサービス

地域支援事業

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援 その他

地域密着型サービスの創設

住み慣れた地域で生活する高齢者の支援を強化するために、身近な地域で地域の特性に応じた多様なサービスを提供できるように「地域密着型サービス」を創設します。

利用できるサービス

地域密着型サービス

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症高齢者対応型デイサービス その他

地域包括支援センターの創設

市町を運営主体とした、地域の介護支援を行う中核的な機関として、介護・保健・福祉の分野の専門職が連携し、総合相談・支援・介護予防マネジメント等を行い、高齢者の生活を総合的に支援する「地域包括支援センター」を創設します。

■ お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316